

学校法人平安女学院 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人平安女学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都市上京区室町通樋木町上る武衛陣町221番地に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、キリスト教の精神にもとづく学校教育および保育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

(1) 平安女学院大学

国際観光学部

国際観光学科

子ども教育学部

子ども教育学科

(2) 平安女学院大学短期大学部

保育科

(3) 平安女学院高等学校（全日制課程 普通科）

(4) 平安女学院中学校

(5) 削除

(6) 平安女学院大学附属こども園（幼保連携型認定こども園）

第3章 役員および理事会

第1節 役員

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち、若干名の常務理事を、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

4 理事長であった者のうち、次の各号のいずれにも該当した場合は、理事総数の過半数の議決により、名誉理事長の称号を授与することができる。当該称号は、終身とする。

(1) 理事長の職に、8年以上在職した者。

(2) 前号の在職期間中に、特に本学院の発展に寄与し、多大な功績を残した者。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

(1) 大学長、短期大学部学長、高等学校長、中学校長および認定こども園長のうちから理事会で選任された者

1名以上2名以内

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者

1名

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者

3名以上5名以内

2 理事はこの寄附行為第3条の趣旨を達成するに適する者でなければならない。また、理事はキリスト教を尊重する者でなければならない。

3 第1項第1号および第2号の理事は、当該各号に掲げる職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長・校長・園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員または役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、この寄附行為第3条に掲げる目的を支持する者でなければならない。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 役員は、再任されることができる。

3 増員により選任される理事の任期は、現任者の残任期間と同一とすることができます。

4 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長または常務理事にあっては、その職務を含む。）

(役員の補充)

第9条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任および退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第38条第8項第1号または第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長、常務理事の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務遂行状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会および評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第2節 理事会

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所および日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 前条第2項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第16条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第17条 議長は、理事会開催の場所および日時並びに議決事項および他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長および出席した理事のうちから互選された理事2人以上がこの議事録に署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会および評議員

第1節 評議員会

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事の定数の2倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所および日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の

過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

1 1 議長は、評議員として議決に加わることができない。

1 2 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 評議員会の議事録は第17条第1項および第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中、理事のうちから互選された理事とあるのは、評議員のうちから互選された評議員と読み替えるものとする。

(議決事項)

第20条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 合併
- (3) 解散
- (4) その他この法人の業務に関する重要な事項で、理事会において必要と認めたもの。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算および事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分並びに運用財産中の不動産および積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (6) 寄附金品の募集に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

第2節 評議員

(評議員の選任)

第23条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者
3名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25才以上の者のうちから理事会において選任した者。
1名
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者。
7名以上14名以内

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の教職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第24条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 評議員は、再任されることができる。

3 (削除)

4 (削除)

(評議員の解任および退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第5章 学院長および各学校の長

(学院長)

第26条 建学の精神に基づき、第4条に規定する各学校の教学を統轄するため、この法人に学院長をおく。

2 学院長は、聖公会員またはその他のキリスト教徒の理事のうちから理事会において選任する。

3 学院長は、学校長・チャプレン会を主宰する。

4 次の各号のいずれにも該当すると認められる者に、理事会の議決により、名誉学院長の称号を授与することができる。当該称号は、終身とする。

(1) 本学院の発展に寄与し、多大な功績を残した者。

(2) 日本の社会・文化学術の発展に寄与し、多大な功績のあった者。

(各学校の長)

第27条 この法人の設置する各学校の長は、理事長が当該学校の教職員の意見を聞き、理事会の議を経て、これを任免する。

2 学校の長は、この寄附行為第3条に掲げる目的を支持する者でなければならない。

第6章 資産および会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。
(積立金の保管)

第31条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行・信用金庫に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。
(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。
(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準に基づき行う。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人に事業に関する中期的な計画は、4年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算および実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(剰余金の処分)

第37条 決算上剰余金を生じたときは、その一部、または全部を基本財産、もしくは運用財産中の積立金に編入し、または、次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録の備付および閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条-2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（個人の住所に係る部分を除く。）を作成したとき　これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき　当該報酬の支給の基準

(役員の報酬)

第38条-3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散および合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の議決を得たうえで、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

2 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の議決を得たうえで、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の議決を得たうえで、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類および帳簿の備付)

第45条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員および評議員の履歴書
- (2) 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類
- (3) その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、平安女学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1 本法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された下記役員とする。

理 事 長	佐々木 二郎
理 事	岡嶋 松太郎
同	佐野 十九一
同	竹中 直次郎
同	速水 久彦
同	法用 繁造
同	H・R・ウイリアムス
同	猪原 京
同	戸田 義子

2 組織変更後のこの寄附行為による役員の選任は、すみやかに行わなければならない。

3 第1項の役員は、組織変更後のこの寄附行為の規定により役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附則

この寄附行為は、昭和26年2月21日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和40年10月23日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和46年8月19日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和50年4月14日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和54年4月28日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和54年8月1日から施行する。

附則

平成5年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

平安女学院短期大学の家政科は改正後の寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則

平成7年3月28日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附則

平成10年1月13日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

平安女学院短期大学の英文科は改正後の寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附則

平成11年11月30日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

平安女学院短期大学のキリスト教科は改正後の寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則（第4条中、平安女学院短期大学名称変更に伴う一部変更認可）

平成13年8月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附則（第4条中、平安女学院大学生活環境学部生活環境学科設置に伴う一部変更認可）

平成13年12月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附則（第6条（理事の選出）第1項第1号中、短期大学名称変更、同条同項第3号及び第7号中、理事定数変更、第7条（理事長）第1項中、リザーブド条項撤廃、第9条（常務理事）設置、第10条（常任理事会）設置、第13条（監事の選任とその職務）第1項中、リザーブド条項撤廃、第19条（評議員）中、評議員定数変更、第20条（評議員の選任）第1項中、第1号評議員定数変更、同条同項第4号中、保護者会組織改編に伴う名称変更、第28条（院長）中、院長の位置づけの明確化、第29条（各学校の長）第2項中、リザーブド条項撤廃、第35条（会計）中、臨時部廃止に伴う変更、第41条（資産総額の変更登記）新設に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年5月31日）から施行する。

附則（第5条（役員）第1項第1号中、理事定数変更、第6条（理事の選出）中、第1項第1号（校長）理事定数変更、同条同項第2号（法人事務局長）削除、同条同項第3号の第2号繰り上げ及び定数変更、同条同項第4号の第3号繰り上げ及び定数変更、同条同項第5号削除、同条同項第6号の第4号繰り上げ及び一部変更、同条同項第7号の第5号繰り上げ及び定数変更、第10条（常任理事会）中、常任理事会の廃止及び常務理事会設置による条文変更、第12条（理事の資格喪失）中、第6条号数整理に伴う変更、第17条（理事会）中、委任状による見なし出席追加、第19条（評議員）中、評議員定数変更、第20条（評議員の選任）中、第1項第1号（役職者）、同条同項第2号（教職員）、同条同項第3号（卒業生）、同条同項第4号（保護者）、同条同項第5号（聖職信徒）、同条同項第6号（学識経験者）定数変更、第23条（評議員会）中、委任状による見なし出席追加に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年4月21日）から施行する。

附則（第18条（議事録）第1項中、議事録署名人設置、第46条（寄附行為の変更）第3項追加に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年6月25日）から施行する。

附則（第4条（設置する学校）第1項第2号中、キリスト教人間学科、生活学科廃止に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附則（第2条（事務所）中、町名変更、第4条（設置する学校）第1項第1号中、大学学部学科名称変更、第5条（役員）第1項中、理事定数変更、第2項中、理事長選任・解任条項追加、第6条（理事の選任）第1項中、第1号理事の定数変更、第2号・第3号理事選任条項及び定数変更、第7条（監事の選任）追加、現行第9条（常務理事）及び第10条（常務理事会）削除、第10条（役員の解任及び退任）追加、第12条（理事の代表権の制限）追加、第14条（監事の職務）第1項第3号追加、第15条（理事会）整備、第16条（業務の決定と委任）追加、第18条（評議員会）整備、第19条（議事録）整備、第23条（評議員の選任）第1項第1号・第2号・第3号評議員選任条項及び定数変更、第25条（評議員の解任及び退任）追加、第26条（院長）第1項、第2項整備、第31条（積立金の保管）整備、第34条（予算及び事業計画）整備、第36条（決算及び実績の報告）一部追加、第38条（財産目録の備付及び閲覧）整備、第41条（解散）整備、第42条（残余財産の帰属者）整備、第46条（公告の方法）変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

(経過措置)

平安女学院大学の現代文化学部現代福祉学科、生活環境学部生活環境学科は改正後の寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学部・学科に在学する者が当該学部・学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則（第4条（設置する学校）第1項第1号中、学科名称変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

平安女学院大学の人間社会学部国際コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学部・学科に在学する者が当該学部・学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則（第4条（設置する学校）第1項第1号中、学部・学科名称変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

平安女学院大学現代文化学部、現代福祉学科、国際コミュニケーション学科および人間社会学部、福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科ならびに生活環境学部、生活環境学科、生活環境デザイン学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に、当該学部・学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則（第4条（設置する学校）第1項第5号の幼稚園名称変更）

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附則（第5条第3項（常務理事および相談役の選任及び解任）、第11条第2項（常務理事の職務）及び第3項（相談役の職務）を追加）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年4月14日）から施行する。

附則（第4条（設置する学校）第1項第1号中、学部設置および第2号中、学科名称変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

平安女学院大学短期大学部英語コミュニケーション学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に、当該学科に在学する者が、当該学科に在学している間、存続するものとする。

附則（第4条（設置する学校）第1項第1号中、生活福祉学部生活福祉学科廃止に伴う削除、第4条（設置する学校）第1項第2号中、外国語文化学科廃止に伴う削除）

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附則（第5条（役員）第1項第3号中、相談役の廃止、第11条（理事長・常務理事および相談役の職務）第3項、相談役の項目を削除）

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（2013年（平成25年）12月17日）から施行する。

（2013年3月26日理事会決定）

附則（第26条（院長）中、院長の呼称変更）

この寄付行為は文部科学大臣の認可の日（2013年（平成25年）12月17日）から施行する。

（2013年4月22日理事会決定）

附則（第4条（設置する学校）第1項第1号中、学部・学科名称変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

平安女学院大学子ども学部子ども学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に、当該学部・学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則（第4条・第5条・第6条・第10条・第14条・第20条・第21条・第23条・第25条・第41条・第45条号数表記改訂、第6条第3項文言改定、第18条第2項追加・繰下げ、第19条読替規定追加、第23条資格喪失規定改定、第31条信用金庫追加、第39条資産総額変更登記の期限改定、第43条合併の議決改定、第44条寄附行為変更の議決改定）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2017年（平成29年）9月7日）から施行する。（201

7年（平成29年）3月21日理事会決定）

附則 (第8条第3項・第4項、第19条改正)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2018年（平成30年）3月23日）から施行する。（2017年（平成29年）11月28日理事会決定）

附則 (第3条、第4条、第6条第1項改正)

2019年（平成31年）3月31日（こども園設置）および2019（平成31年）年4月1日（幼稚園廃止）文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。（2018年（平成30年）10月31日理事会決定）

附則 (第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条、第21条、第24条、第25条、歳26条、第34条、第38条、第42条、第44条、第45条改正、第38条-2、第38条-3新設)

2020年（令和2年）3月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。（2019（令和1年）12月24日理事会決定）

附則 (第2条改正)

2020年（令和2年）7月8日文部科学省届出のこの寄附行為は、2020年（令和2年）7月8日から施行する。（2020（令和2年）2月25日理事会決定）